

## 長野県民医連医学生奨学金返済免除細則

奨学生が長野県民医連の院所に以下の通り勤務した場合は、奨学金の返済は免除する。

- ①. 卒後2年間は奨学金の返済は免除されない。但し、卒後3年目以降に継続して長野県民医連の院所に勤務した場合は勤務期間に応じて奨学金の返済を免除する。
- ②. 奨学金貸付規程第六条により返済が生じた場合、奨学金として貸付された総額から奨学金の返済免除月額の実施合計額を減じた金額とする。その場合①により卒後3年目以降に引き続き長野県民医連の院所に勤務した場合は、卒後2年間に遡って返済免除期間として計算する。
- ③. 特別な理由により返済困難な場合、理事会の承認を経て奨学金の一部または全部を返済免除する。
- ④. その他長野県民医連と当該医学生との間で不都合など生じた場合は、話し合いを行い、場合によっては理事会で検討する。

(例)

- 1) 6年間(72ヶ月)奨学金を受けた場合、卒後6年間(72ヶ月)長野県民医連の院所に勤務した場合、奨学金は全額返済免除となる。
- 2) 6年間(72ヶ月)奨学金を受けた場合、卒後2年目(24ヶ月目)の月に退職した場合、奨学金は全額返済する。
- 3) 6年間(72ヶ月)奨学金を受けた場合、卒後2年間(24ヶ月)勤務し、継続してさらに1年半年間(42ヶ月間勤務)勤務した場合は2年半年間分(30ヶ月間)返済する。

2011年11月一部改定